

参考資料1 補足

消耗品費等の内訳について

収支計画参考資料のうち「消耗品費等」に含まれる項目は以下のとおりとなりますので、参考にしてください。

○消耗品費

トイレットペーパー、コピー用紙、融雪剤、ワックス、テニスコート用砂、プリンター用インク、T O S S プリンターカートリッジ、テプラテープ、花苗、肥料、グラウンド用白線粉（石灰）、殺虫剤、芳香剤、洗剤、ほうき、ちりとり、セロテープ、ボールペン、マジック等、弓道場の的紙、弓道場の的用の専用接着剤、貸出スポーツ用品、新型コロナウイルス対策用消毒用品（5万円未満に限る）
--

<注意>

- ①上記のうち、「花苗」については、管理運営業務仕様書上、明確に業務を指定しているものではない。施設の美観維持向上を図るため、指定管理者が主体的に行う花壇整備に係る費用として計上しているもの。施設の現状やこれまでの管理運営状況を踏まえて、適宜積算すること。
- ②5万円以上の備品類の新規購入は市が直接支出するため、指定管理料に含めないこと。
なお、備品類の修繕は、指定管理料に含める修繕料によって指定管理者が執行すること。
- ③消耗品のうち、下記に示すものについては例外的に市が負担する。
 - ・A E Dパッド、A E Dバッテリー（A E D本体は備品）
 - ※A E D点検業務は指定管理業務として指定管理者が行うこと